

平成27年

松 前 町 議 会

第 3 回 臨 時 会 会 議 録

平成27年 5月19日 開会

平成27年 5月19日 閉会

松 前 町 議 会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字等がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、御了承のうえ御判読いただきたくお願い致します。

松前町議会議長 齊 藤 勝

目 次

○提出案件及び議決結果一覧表	1 頁
----------------------	-----

平成 27 年 5 月 19 日(火曜日) 第 1 号

○議事日程	2 頁
○会議に付した事件	2 頁
○出席議員	2 頁
○欠席議員	2 頁
○出席説明員等	2 頁
○職務のため議場に出席した事務局職員	3 頁
○議長あいさつ	4 頁
○開会宣告・開議宣告	4 頁
○諸般の報告・議事日程	4 頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	4 頁
○日程第 2 議会運営委員会報告	4 頁
○日程第 3 会期の決定	4 頁
○日程第 4 議案第 39 号 町税条例等の一部を改正する条例制定について（提案説明・質疑・討論・採決）	5 頁
○日程第 5 議案第 40 号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について（提案説明・質疑・討論・採決）	7 頁
○日程第 6 議案第 41 号 松前町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について（提案説明・質疑・討論・採決）	9 頁
○日程第 7 議案第 42 号 松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について（提案説明・質疑・討論・採決）	10 頁
○閉会宣告	11 頁

提出案件及び議決結果一覧表

1. 町長提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
39	町税条例等の一部を改正する条例制定について	27. 5. 19	原案可決
40	松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
41	松前町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
42	松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上

平成27年 5月19日（火曜日）第1号

平成 2 7 年

松前町議会第 3 回臨時会

平成 2 7 年 5 月 1 9 日 (火曜日) 第 1 号

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議会運営委員会報告
日程第 3 会期の決定
日程第 4 議案第 3 9 号 町税条例等の一部を改正する条例制定について
日程第 5 議案第 4 0 号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
日程第 6 議案第 4 1 号 松前町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不
均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第 7 議案第 4 2 号 松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
-

◎会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議会運営委員会報告
日程第 3 会期の決定
日程第 4 議案第 3 9 号 町税条例等の一部を改正する条例制定について
日程第 5 議案第 4 0 号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
日程第 6 議案第 4 1 号 松前町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不
均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第 7 議案第 4 2 号 松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
-

◎出席議員 (10名)

議 長	1 2 番	齊 藤	勝 君	1 番	福 原	英 夫 君
	2 番	近 江	武 君	4 番	椎 名	力 君
	5 番	伊 藤	幸 司 君	6 番	堺	繁 光 君
	7 番	油 野	篤 君	8 番	西 村	健 一 君
	9 番	西 川	敏 郎 君	1 0 番	梶 谷	康 介 君

◎欠席議員 (2名)

副議長	1 1 番	吉 田	孝 男 君	3 番	川内谷	進 君
-----	-------	-----	-------	-----	-----	-----

◎出席説明員等

町 長	石 山	英 雄 君	副 町 長	若 佐	智 弘 君
総 務 課 長	野 村	誠 君	政策財政課長	佐 藤	久 君

税 務 課 長 松 谷 映 彦 君
教 育 長 宮 島 武 司 君
監 査 室 長 近江谷 邦 彦 君

福 祉 課 長 岩 城 広 紀 君
監 査 委 員 藤 崎 秀 人 君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 川 村 敏 之 君
主 査 齊 藤 明 君

次 長 尾 坂 一 範 君

◎議長あいさつ

○議長(斉藤勝君) おはようございます。

一言、ご挨拶申し上げます。

本日、平成27年松前町議会第3回臨時会が招集されましたところ、皆様には何かとご多忙のところご出席下さいまして、会議の運びに至りました事を厚く御礼申し上げます。

◎開会宣告・開議宣告

○議長(斉藤勝君) ただ今から平成27年松前町議会第3回臨時会を開会致します。

直ちに会議を開きます。

◎諸般の報告・議事日程

○議長(斉藤勝君) 議会に関する諸報告並びに本日の議事日程につきましては、お手元に配布の通りです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(斉藤勝君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、6番堺繁光君、7番油野篤君、以上2名を指名致します。

◎議会運営委員会報告

○議長(斉藤勝君) 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、伊藤幸司君。

○議会運営委員会委員長(伊藤幸司君) 先程開催されました議会運営委員会において、本臨時会の会期は本日1日限りと致しまして、議事日程についてはお手元に配布のとおり進めることに決定致しました。以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長(斉藤勝君) 以上で報告済みと致します。

◎会期の決定

○議長(斉藤勝君) 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

ただ今の議会運営委員会報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日限りと致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

◎議案第39号 町税条例等の一部を改正する条例制定について

○議長(斉藤勝君) 日程第4、議案第39号、町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(松谷映彦君) おはようございます。

ただ今議題となりました議案第39号、町税条例等の一部を改正する条例制定につきまして、その内容を資料に基づきご説明申し上げます。

お手元の議案を12枚めくっていただき、説明資料として添付しております町税条例等の一部を改正する条例の概要の1ページをお開き願います。

まず、今臨時会に本議案を提案し、審議いただきます理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)、地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成27年政令第161号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)が平成27年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、関連する規定の整備を行おうとするものであります。また、今回の改正では、第1条による改正、第2条による改正に区分しておりますが、これは、第1条による改正は、今回の地方税法等の改正により、新たに改正となるものであり、第2条による改正は、以前の地方税法等の改正により、既に条例改正が行われておりますが、施行されていない一部改正条例を今回の地方税法等の改正で、なおかつ改正しようとするものであり、これらを区分するため、第1条、第2条により、それぞれ改正しようとするものであります。

それでは、今回の主な改正内容について申し上げます。

最初に個人住民税で、失礼しました、個人住民税に係る改正です。1点目と致しまして、住宅ローン減税の対象期間の延長です。適用期限を、期限について、居住の用に供した年が平成29年12月31日までであったものを1年6ヶ月延長し、平成31年6月30日までにしようとするものです。2点目と致しまして、ふるさと納税に係る申告手続の簡素化を図るため、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されたことに伴う改正です。確定申告をする必要のない給与所得者がふるさと納税を行う場合に、ふるさと納税先の団体に特例の適用に関する申告書を提出することで、確定申告を行わなくてもふるさと納税についての寄附金控除が受けられる仕組みであり、従来所得税と住民税の二本立てで控除していたものを住民税のみで控除できるようにしようとするものです。ただし、ふるさと納税先団体が5団体以内の場合に限られております。なお、1点目、2点目ともに平成27年4月1日から適用しようとするものです。3点目は、2点目との関連であり、ふるさと納税に係る特例控除額の拡充であります。特例控除額の上限について、個人住民税所得割額の1割であったものを2割に引き上げようとするものであり、平成28年度課税分から適用しようとするものです。

次に、法人町民税に係る改正です。均等割の税率区分の基準の見直しで、法人税改革の一環として、均等割額の税率区分の基準となる地方税法に規定する資本金等の額が、資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は、資本金と資本準備金の合計額をその基準にしようとするものであり、平成27年4月1日以後に開始する事業年度分から適用しようとするものです。

次に、2ページをお開き願います。固定資産税に係る改正です。1点目としまして、次のア、イ、ウに係る固定資産税について、わがまち特例、地域決定型地方税制特例措置を

導入しようとするものです。わがまち特例は、地方団体の自主、自立の観点から、法律の定める範囲内で個々の地方団体が課税標準の特例を条例で定めることができる仕組みであり、地方団体が独自に定める余地を拡大することを目的とした制度であります。最初にアであります。都市再生特別措置法に基づく認定事業者が取得する公共施設等で、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間の取得分に対して課する固定資産税について、課税標準の特例割合を5分の3にしようとするものですが、現在のところ、当町においては、都市再生特別措置法に基づき選定された都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域はありませんので、該当する固定資産はないものです。次にイであります。津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波災害警戒区域において、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に、管理協定が締結された津波避難施設に対して課する、固定資産税の課税標準の特例割合を2分の1にしようとするものですが、現在のところ、当町においては津波防災地域づくりに関する法律に基づいて指定した津波災害警戒区域はありませんので、該当する固定資産はないものです。次にウであります。高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅で、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間の新築分に対して課する、固定資産税の減額の特例割合を3分の2にしようとするものですが、現在のところ、当町には該当する固定資産はありません。なお、いずれも適用年月日を平成27年4月1日とし、平成28年度課税分から適用しようとするものです。2点目と致しまして、土地の負担調整措置の延長です。土地の負担調整措置について、3年間延長し、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税に適用しようとするものであり、平成27年4月1日から適用しようとするものです。

次に、3ページをご覧ください。軽自動車税に係る改正で、軽四輪車等のグリーンカー特例（軽課）を導入しようとするものです。平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した新車の四輪以上及び三輪の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度分のみ軽自動車税を軽課しようとするものです。四輪以上で乗用営業用の平成28年度の税率は6千900円ですが、平成32年度燃費基準達成車においては5千200円とし、平成32年度燃費基準プラス20%達成車においては3千500円とし、電気自動車等においては1千800円にしようとするものです。また、乗用自家用の平成28年度税率は1万800円ですが、平成32年度燃費基準達成車においては8千100円とし、平成32年度燃費基準プラス20%達成車においては5千400円とし、電気自動車等においては2千700円にしようとするものです。次に、貨物用営業用の平成28年度の税率は3千800円ですが、平成27年度燃費基準プラス15%達成車においては2千900円とし、平成27年度燃費基準プラス35%達成車においては1千900円とし、電気自動車等においては1千円にしようとするものです。また、貨物用自家用の平成28年度の税率は5千円ですが、平成27年度燃費基準プラス15%達成車においては3千800円とし、平成27年度燃費基準プラス35%達成車においては2千500円とし、電気自動車等においては1千300円にしようとするものです。次に、三輪車につきましては、地方税法上は乗用、貨物用の区分はありませんが、自動車車検、失礼しました、自動車検査証の用途欄に記載される乗用または貨物用の区分に応じて適用される燃費基準の達成度により、軽課の判定を行うこととなり、平成28年度の税率は3千900円ですが、燃費基準の達成度に応じて、3千円、2千円、1千円にしようとするものであります。なお、適用月日は平成27年4月1日とし、平成28年度課税分の軽自動車税について適用するものであ

ります。

次に、町たばこ税に係る改正です。旧3級品の製造たばこに係る特例税率の見直しで、平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間に4段階で縮減、廃止しようとするものです。現行の1千本当たりの税率2千495円を平成28年4月1日で2千925円に、平成29年4月1日で3千355円に、平成30年4月1日で4千円に、平成31年4月1日で5千262円とし、一般の税率と同様にしようとするものであり、平成28年4月1日から適用しようとするものです。当該改正に伴う影響額でございますが、旧3級品の製造たばこの平成26年度の売り渡し本数は、97万3千800本であり、この本数を基準とし積算しますと、28年度から31年度までの4年間で270万円程度の増額が見込めるところであります。

次に、4ページをお開き願います。町税条例の改正は要しないが、町税に関連ある地方税法の改正でございます。固定資産税に係わる改正であります。空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく勧告の対象となった特定空き家等に係る土地について、住宅用地に係る課税標準の特例の対象から除外しようとするものであり、平成28年度課税分から適用しようとするものであります。なお、住宅用地に係る課税標準の特例とは、家屋の床面積の10倍までの面積を限度に、200平米、200平方メートルまでの面積については6分の1の額とし、それ以外の部分については3分の1の額とするものであります。

以上が、主な改正な内容です。その他の改正につきましては、各法律等の改正に伴う関連する町税条例の条ずれ、項ずれ等の整備や文言の整理などありますが、その中で行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律「マイナンバー法」の施行に伴い、町税に係わる各種申請書等に個人番号、法人番号を記入する項目が追加されたことによる改正が25箇所程ありますので、よろしくお願い致します。

また、新旧対照表につきましては、説明資料の5ページから47ページにわたり、別紙のとおり掲載しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

以上が議案第39号、町税条例等の一部を改正する条例制定の内容であります。何卒よろしくご審議を賜りますようお願い致します。

○議長(斉藤勝君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論行います。

(「なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第39号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長(斉藤勝君) 日程第5、議案第40号、松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(松谷映彦君) ただ今議題となりました議案第40号、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきまして、その内容を資料に基づきましてご説明申し上げます。

お手元の議案を2枚めくっていただき、説明資料として添付しております松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要をお開き願います。

まず、今臨時会に本議案を提案し、審議いただきます理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)、地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成27年政令第161号)が平成27年3月31日公布され、平成27年4月1日から施行されたことに伴うものであり、関連致します規定の整備を行おうとするものであります。

それでは、今回の改正の内容について申し上げます。

まずは、1点目と致しまして、松前町国民健康保険税条例第23条国民健康保険税の減額であります。低所得者に係る保険税応益分の軽減措置が拡充されたことに伴う規定の整備でございます。まずは、中段の図をご覧くださいと思います。給与収入の方で3人世帯の場合の例を示しており、左が現行、右が改正後となっております。現行では、7割軽減は給与収入98万円以下、5割軽減は約178万円以下、2割軽減は約266万円以下が対象となっておりますが、改正後は、7割軽減は変わらず98万円以下ですが、5割軽減が約184万円以下、2割軽減が約274万円以下に引き上げられております。具体的な内容ですが、5割軽減の拡大では、現行の基準額は33万円に加算額として24万5千円に被保険者の数を掛けた額を加えた額となっておりますが、改正後は加算額が24万5千円から26万円に引き上げられました。その結果、軽減の判定は所得額をもって判定致しますので、3人世帯ですと所得額で111万円以下となり、これを給与収入に換算しますと約184万円以下となるわけです。また、2割軽減の拡大では、現行の基準額は33万円に加算額として45万円に被保険者数を掛けた額を加えた額となっておりますが、改正後は加算額が45万円から47万円に引き上げられました。その結果、軽減の判定は所得額をもって判定致しますので、3人世帯ですと所得額で174万円以下となり、これを給与収入に換算しますと約274万円以下となるわけです。なお、今回の改正に伴う影響額でございますが、平成26年度課税ベースでの試算であります。5割軽減の拡大により、2割軽減から5割軽減に移行となる世帯が23世帯あり、軽減額は約70万円となります。また、2割軽減の拡大で軽減の対象でなかった世帯から2割軽減の対象となる世帯が13世帯あり、軽減額は約28万円となります。この結果、軽減額は全体で98万円増えることとなります。

次に2点目でございますが、平成25年12月定例会において議決いただいております松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成25年松前町条例第24号)の一部を改正しようとするもので、附則第4項の改正規定、「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限り、施行期日を「29年1月1日」であったものを「28年1月1日」に改めようとするものであります。

なお、今回の改正条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用しようとするものであり、平成27年度以後の国民健康保険税について適用されるため、6月中旬に発符致します平成27年度集合主税から反映されることとなります。

また、新旧対照表につきましては、3枚目裏面から別紙のとおり掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上が議案第40号、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の内容でございます。何卒よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(斉藤勝君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第40号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号 松前町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(斉藤勝君) 日程第6、議案第41号、松前町半島振興地域企業立地推進のための固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(松谷映彦君) ただ今議題となりました議案第41号、松前町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例(平成21年松前町条例第17号)の一部を改正する条例制定について、その内容を資料に基づきましてご説明申し上げます。

お手元の議案を2枚めくっていただき、説明資料として添付しております、松前町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の概要をお開き願います。

まず、今臨時会に本議案を提案し、審議いただきます理由でございますが、半島振興法の一部を改正する法律(平成27年法律第6号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日から施行されたことに伴うものであり、関連致します規定の整備を行おうとするものであります。改正の内容でございますが、対象業種に情報サービス業等及び農林水産物等販売業を追加しようとするものであります。また、施行規則の改正を伴いますが、追加となります情報サービス業等及び農林水産物等販売業の不均一課税の対象となる設備の取得価格の合計額の下限値は、法人、個人ともに500万円以上に致そうとするものであります。

なお、今回の改正条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日以後に取得した資産に対して課すべき固定資産税から適用し、同日前に取得した資産に対して課すべき固定資産税については、なお従前の例によろうとするものであります。

また、新旧対照表につきましては、3枚目裏面から別紙のとおり掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上が議案第41号、松前町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の内容でございます。何卒よろしくご審議賜り

ますようお願い申し上げます。

○議長(斉藤勝君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第41号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号 松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長(斉藤勝君) 日程第7、議案第42号、松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長(岩城広紀君) おはようございます。

ただ今議題となりました議案第42号、松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

それでは、議案の一番後ろに添付しております説明資料をお開き願います。松前町国民健康保険条例の一部改正に係る新旧対照表でございます。改正理由ですが、下段の説明欄をご覧ください。今回の改正につきましては、国民健康保険法の一部を改正する法律(平成24年法律第28号)により、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)が改正され、本条例で引用しております国民健康保険法第72条の4が第72条の5に繰り下げられたことに伴い、条項の整理を行おうとするものであります。表の左側が現行条例であります。第9条第1項中の下線部分「第72条の4」とありますものを右側改正案では、同じく下線部分「第72条の5」に改めようとするものであります。

附則と致しまして、この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用しようとするものでございます。

以上が議案第42号、松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての内容でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(斉藤勝君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第42号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斉藤勝君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決、議案42号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長(斉藤勝君) 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件は全て議了致しました。これをもって平成27年松前町議会第3回臨時会を閉会致します。

どうもご苦労様でした。

(閉会 午前10時31分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 齊 藤 勝

署名議員 堺 繁 光

署名議員 油 野 篤